

# 東洋學報

第四拾卷第四號

昭和三十三年三月

## 論 說

### 清初の貝勒について

神 田 信 夫

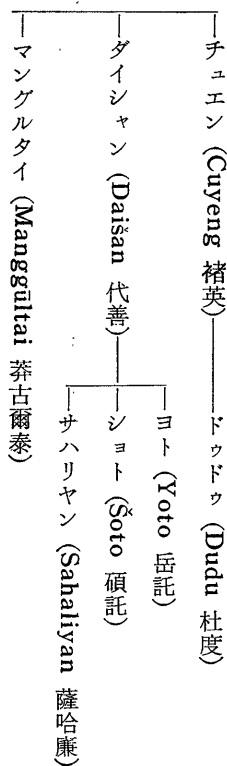
一

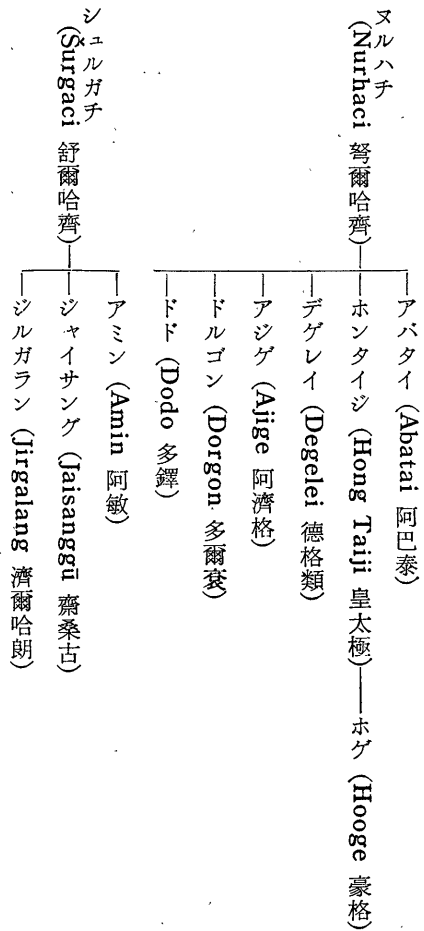
私は數年前に「清初の議政大臣について」といふ一文を草したが、この時にはなほ私自身の研究の不足と紙幅の關係によつて、主として清の太宗の崇徳年間以後、雍正年間までの間の議政大臣の制度を明かにして、清朝の政治機構上におけるその重要性を主張したに止つたのであつた。實は議政大臣といふ名稱は、議政王大臣とか議政王貝勒大臣とか、もしくは議政王貝勒貝子大臣などの文字で文獻に出てくることが多いので、議政大臣の研究には、議政王や議政貝勒についても究明しなければならぬのである。以下さうした意味での貝勒に關して、特に清初の状態を考察してみたいと思ふ。

貝勒はもとより滿洲語の *Beile* の音を寫した漢字である。滿洲語の音を漢字で寫す場合には、普通の漢字によりいろいろに寫されるのが普通で、殊に初期ほど統一がないが、*Beile* に關しては、武皇帝實錄や天聰朝臣工奏議など清朝側の最

も初期の漢文文献はいふまでもなく、陳仁錫の無夢園集はじめ明側の文獻にも貝勒の文字が使はれてゐる。従つて貝勒といふ文字は、よほど早くから廣く用ひられてポピュラーなものになつてゐたに違ひない。而してこの貝勒といふ語は、華夷譯語に背勒として官の意味に用ひられてゐるが、いはは王といふ意味である。滿洲實錄によれば、ヌルハチ起兵の直前ころの滿洲社會の有様を述べて、「處處に賊盜蜜蜂の如く奮鬪と起り、各各身を揚めて han, beile, amban と云ひ……。」といひ、事實海西女直のハダ、エホ、ウラ、ホイファの首長を貝勒と稱してゐるし、また蒙古の諸部の首長にも貝勒の稱號が多くつけられてゐる。ところが清朝側の貝勒について、滿文老檔や滿洲實錄のやうな滿文史料と共に漢文の實錄などで一々當つてみると、貝勒にもいろいろ種類があつて甚だ複雑である。即ち貝勒を一般に廣く王といふ意味で用ひる場合——殊にこの場合には諸王諸大臣といふ意味で、beile の複數形の beise と amban の複數形の ambasa を連ねて beise ambasa といふのが普通であるが——の外に、和碩貝勒 (hosoi beile) 議(執)政貝勒 (doro jafaha beile) 大貝勒 (amba beile) 小貝勒 (ajige beile) 管旗貝勒 (gūsa ejelehe beile) 不管旗議政貝勒 (gūsa ejeleheku bime doro be alha beile) などの例がみられるが、それらは具體的に何人であり、また如何なる性格のものであつたであらうか。

先づこれから問題になる主要な人物を理解するのに便利のため、一覽表を作ると次の通りである。





二

さて満文老檔や滿洲實錄によつて、實際に貝勒と稱せられた者の例を拾つてみよう。天命建元以前は史料が甚だ少く、しかも満文老檔には萬曆三十五年以前の記事が缺けてゐるので極めて不明確であるが、先づ滿洲實錄によればヌルハチ自身も、萬曆三十四年に蒙古のカルカのエンゲデルから Kundulen Han の稱號を贈られる<sup>(6)</sup>では、Sure Beile と稱したことになる<sup>(7)</sup>。またヌルハチの弟のシユルガチも、萬曆二十四年彼の事蹟を傳へる最初の記事から貝勒として出てくる<sup>(8)</sup>。ついで翌二十五年の條にはヌルハチの次子タイシヤン<sup>(8)</sup>、三十五年の條には長子チュエン<sup>(9)</sup>および弟バヤラ<sup>(10)</sup> (Bayara 巴雅喇)、四十年の條には五子マングルタイおよび八子ホンタイジ<sup>(11)</sup>、四十一年の條にはシユルガチの次子アミン<sup>(12)</sup>に初めて貝勒の稱號が附

けられてゐる。滿洲實錄によれば、チュエンとバヤラは萬曆二十六年の條には *taiji* (台吉) の稱號になつてゐるので、少くともそれ以後、萬曆三十五年までの間に台吉から貝勒に變つたことになる。滿文老檔にも初めからシュルガチ、チュエン、ダイジャンの三人は貝勒として出てゐるから、事蹟の不明なバヤラは一應別として、この三人はその正確な時期は未詳ながら、かなり早くから貝勒と稱せられてゐたものに違ひない。シュルガチがヌルハチと相並ぶ地位にあつたことは申忠一の建州紀程圖記にもよく書かれてゐるところであり、チュエン、ダイジャンの二人が政治に與つてゐたことは滿文老檔の萬曆四十一年三月の條にみえてゐる。何分にも史料が乏しいので實態の詳細はよくわからないが、この三人がヌルハチのもとで貝勒として國政に關與してゐたことは確かである。

ところでシュルガチは萬曆三十七年、チュエンは同四十一年に除かれてしまふが、彼等について貝勒として滿洲實錄に現れるのはマングルタイ、ホンタイジ、アミンであつた。しかし滿文老檔によれば、四十年の條のマングルタイ、四十一年の條のアミンには台吉の稱號がつけられてゐるのである。台吉はもとより漢語の太子から轉訛した語で、當時蒙古や滿洲で廣く行はれてゐた稱號である。唯ホンタイジだけは、老檔でも四十年の條に彼の名が最初に現れる時から以後、常に *Duici Beile* の名稱で書かれてゐる。ホンタイジはいふまでもなく後の太宗であるので、その稱呼については特に注意が拂はれたに相違なく、そのため老檔では初めから *Duici Beile* の稱呼を用ひたものではなからうか。一體 *Duici Beile* とは第四貝勒といふ意味で、ダイジャンの第一、アミンの第二、マングルタイの第三に對して、ホンタイジを第四といふのである。滿文老檔や滿洲實錄滿文では、ダイジャンを *Amba Beile* といふだけで、アミンとマングルタイはそのまゝ實名で記してをり、ホンタイジは滿洲實錄滿文では諱んで空欄になつてゐるが、同漢文や武皇帝實錄では大王、二王、三王、四王、三朝實錄や乾隆重修の太祖實錄では大貝勒、二貝勒、三貝勒、四貝勒の文字が使はれてゐる。ところで滿文老檔や滿洲實錄

で、*Amba Beile* を *Amba Beile* といふ稱號で表はすやうになるのは、天命三年四月の記事が初めてで、その以前に彼の行動が記されてゐる萬曆四十二年四月の條には *Guyeng Baturu Beile* の稱號で書かれてゐるから、*Amba Beile* の稱號はそれ以後に出來たと考へねばならない。その時期は宗室王公傳<sup>卷一</sup>の *グアイシヤン* の傳などにいふやうに天命建元の際と考へるのが妥當かと思はれるが、少くとも萬曆四十年に *Amba Beile* と對應する *Duici Beile* といふ稱號で *ホンタイジ* を呼ぶことはあり得ないはずである。<sup>(21)</sup> これは老檔の記事の成立時期の問題にも關することであるが、思ふに老檔では、*ホンタイジ* は後の太宗であるため、特に諱を避けて *Duici Beile* といふ後の通稱に改めたのでなからうか。更に滿洲實錄ではこれを *Hong Taiji Beile* に改め、その振合ひから老檔に *Duici Beile* と並んで書かれてゐる *Manggultai Taiji* をも貝勒に直したものに違ひない。*アミン* についても同様のことがいへよう。要するに *ホンタイジ*、*マングルタイ*、*アミン* の三人は天命建元以後初めて貝勒と稱するやうになつたと考へるべきであらう。

尤も滿洲實錄では貝勒と台吉の使ひ方が非常に整然としてゐて、貝勒としては前記の諸人の外には、事蹟不明の *ヌルハチ* の弟 *ムルハチ* (*Murhaci* 穆爾哈齊) が一人あるだけで、<sup>(22)</sup> 他は台吉と呼ばれてゐるが、老檔の方は甚だしく統一を缺いてゐる。例へば *アミン* については、天命年間以後は殆んどすべて *Amin Beile* とあるのに、時に *Amin Taiji* といふやうなことがある。<sup>(23)</sup> しかし *マングルタイ* は天命以後はすべて貝勒であり、*グアイシヤン*、*ホンタイジ* も前述のやうにすべて *Amba Beile*、*Duici Beile* であるが、<sup>(24)</sup> この四人以外の諸王には普通 *age* (皇子の意味) とか台吉の稱號が附けられ、その中 *アバタイ*、*アシゲ*、*シルガラン*、*ヨト*、*シヨト* 等には時に貝勒の附いてゐる場合がある。<sup>(25)</sup> 一體老檔の記事には生のまゝの文書、記録が多く、修辭的な統一が施されてゐないので、例へば *アングア* (*Angga*)、*バク* (*Bak*)、*ナングヌク* (*Nangnuk*) など蒙古の諸王を記す場合にも同一人を貝勒とも台吉とも記してゐる。<sup>(26)</sup> また「*Jirgalang Age*、*Jaisangu Age*、*Yoto*

Age, Šoto Age, 𐰽𐰺𐰍𐰏𐰤「六貝勒」なる「Fiyanggū Age, Jaisanggū Age, Jirgalang Age, Šoto Age……………𐰽𐰺𐰍𐰏𐰤「六貝勒」などなる例もあるし、<sup>(8)</sup>その他貝勒の稱號をつけてゐる者には、age とか台吉の稱號のある者以外に、<sup>(9)</sup>トビ (Dobi 鐸弼) のやうなかなり血縁の遠い覺羅の者もあり、相當廣範圍に及んでゐるのである。

要するに貝勒には廣狭さまざまの意味があり、その時々によつて使ひ方が異なる。最も廣い意味では諸王といふやうに皇族全般に對して廣く使つたのであり、狹義の場合には特定の王に限つたものと思はれる。その最も典型的な例としては、天命九年正月三日、蒙古のカルカのエンゲデルに對してなされた誓の詞の末尾に

Amba Belle, Amin Belle, Manggūltai Belle, Hong Taiji Belle, Abatai Taiji, Degerlei Taiji, Jaisanggū Taiji, Jirgalang Taiji, Aige Taiji, Dudu Taiji, Yoto Taiji, Šoto Taiji, Sahaliyan Taiji

とあるものである。<sup>(10)</sup>これは誓書であるので最も正式な稱號と考へるべきで、これによれば、タイシャン、アミン、マングルタイ、ホンタイジの四人だけが貝勒で、他の諸王は台吉といふことになるのである。確かにこの四人は當時最も樞要の地位を占めてゐたのであつて、太宗實錄の首めに太宗ホンタイジの事蹟を述べて、「天命元年、太祖以上爲大貝勒、與代善・阿敏・莽古爾泰共理機務」といふやうに、彼等はまた大貝勒ともいはれるものであつた。そしてまた宗室王公傳代善傳にタイシャン以下の四人を封じて「爲和碩貝勒」といふやうに和碩貝勒であつたのである。

## 三

滿洲實錄卷七、二九 天命七年三月三日の條には次のやうな記事がある。

a 八固山王等問曰、上天所予之規模、何以底定、所錫之福祉、何以永承。帝曰、繼我而爲君者、毋令強梁之人爲之。此等

一人爲國君、恐倚強自恣、獲罪於天也。且一人之識見、能及衆人之智慮耶。爾八人可爲八固山之王、庶幾同心幹國、可無失矣。爾等八固山王中、有才德能受諫者、可繼我之位。……至於八王理國政時、或一王有得於心、所言有益於國家者、七王當會其意而發明之。……

今便宜上、滿洲實錄漢文の記事を引いたまで、同滿文や滿文老檔五五四頁の記事も内容上には大差がないが、唯(a)の八固山王は實錄滿文では jakūn hošoi beise、老檔では jakūn juse であり、(b)の八人は實錄老檔ともに jakūn juse、(c)の八固山之王は實錄では jakūn hošoi beile、老檔では jakūn wang、(d)の八固山王および(e)の八王は實錄では jakūn hošoi beise、老檔では jakūn wang である。要するに實錄は hošoi beile 或ひは hošoi beise とあるのが、老檔では大體 wang になつてゐるのである。wang はもとより漢語の王の音をそのまま寫したに過ぎぬ純然たる漢語であるが、恐らく當時さうした漢語が使用されてゐたのを、實錄編纂の際國粹主義の動きが既に起つてゐたため、本來の滿洲語に改めたのであらう。

この hošo (和碩) の語源については從來異説があるが、それはとも角として和碩貝勒とは旗 *aiusa* を支配し、最高政治に關與する貝勒である。右に引いた記事では八人の和碩貝勒が存在することになるが、老檔五五五頁の記事は更にそれに引續いて、「八王 (wang) が相談して Jusen の大臣八人、漢人の大臣八人、蒙古人の大臣八人を立てよ。(中略) 諸大臣は決定して八王に上れ。八王はその決定した罪を斷ずるがよい。(中略) 八王のもとに Jusen の書記八人、漢人の書記八人、蒙古人の書記八人を任せよ。……」とあり、王即ち和碩貝勒が八人あつたと考へざるを得ない。また滿洲實錄卷七、二九七頁、天命八年正月七日の條には、

八固山王設八大臣輔之、以觀察其心。

とあり、同滿文や老檔六五には八固山王を jakūn hošoi beise としてゐて、これまた八人の和碩貝勒の存在が認められる。更に滿洲實錄卷八、三八頁三天命十一年六月二十四日の條には、ヌルハチが諸王に諭した遺訓ともいふべきかなりの長文が載つてゐるが、その中に

爾八固山王四大王 四小王 繼我之後、亦效彼之嚴守法、信賞必罰、使我不與國事。

とあり、これの滿文には、「duin amba belle, duin aige belle, jakūn belle……」即ち「四人の大貝勒、四人の小貝勒の八貝勒は……」とみえてゐて、やはり八人の重要な貝勒のあることを示してゐる。この内四人の大貝勒とは前述のやうにダイシャン、アミン、マングルタイ、ホントイジであり、和碩貝勒でもあるが、他の四人の和碩貝勒、即ち小貝勒とは一體誰なのであらうか。

天命年間における旗と貝勒との關係については、曾つて鴛淵一博士や三田村泰助氏が朝鮮の記録に基づいて論ぜられたところである。即ち天命四五年頃の傳へである李民奭の建州聞見錄と同六年八九月頃の傳へである鄭忠信の報告（光海君日記（三）十三年九月戊申の條所載）がその論據になつてゐるが、その結果は次の通りである。

正黄旗	ヌルハチ	正紅旗	ダイシャン
鑲黄旗		鑲紅旗	
正白旗	ホントイジ	正藍旗	マングルタイ
鑲白旗	ドゥドゥ	鑲藍旗	アミン

天命年間における旗と貝勒との關係については、清朝側の記録では一向はつきりした記事がなく、たゞアミンが太祖崩御の際に鑲藍旗の貝勒であつたことが太宗實錄卷四 崇德四年八月辛亥の條に記されてゐるに過ぎない。ところが天聰年間になる



と、旗と貝勒との關係が實錄や老檔に散見するのであるが、最も明瞭な形で書かれてゐるのは、太宗實錄卷九天聰五年八月戊申の記事である。即ち遼西の大凌河城の攻略に當り、太宗は諸王諸大臣を集めて攻城法について令を下し、各旗ごとにその固山額眞 (gusai ejen) は本旗の兵を率ゐて城のどの方角を圍み、貝勒はその後で護軍を率ゐて策應せよといふのであつて、旗と貝勒の名とが具體的に記されてゐる。尤もこの戦闘にはドゥドゥ、サハリヤン、ホゲの三人は留守を命ぜられてゐて参加してゐないのでその名が見えない。また三田村氏によつて紹介されたところによると、朝鮮の魏廷詰(註)の瀋陽日記にも天聰五年頃の状況がはつきり書かれてゐて、右の實錄の記事と殆ど變りない。今一覽表にすると次の如くである。

太宗實錄

瀋陽日記

正黃

ホнтаイジ

鑲黃

ホゲ、アバタイ

正紅

ダイジャン、サハリヤン

鑲紅

ヨト、ドゥドゥ

正白

ドド

鑲白

アシゲ、ドルゴン

正藍

マングルタイ

鑲藍

シルガラン

太宗實錄に正黃旗の貝勒の名がみえないのは、太宗自身がこの旗を率ゐてゐたからで、それは天聰朝臣工奏議にみえる天聰七年の胡貢明の上奏に「雖有一汗之虛名、寔無異整黃旗一貝勒」とあることから明かである。

さて天命五六年と天聰五年頃との間には、各旗の貝勒にこのやうに多大の相違があり、それについては三田村氏が種々考へられたところであるが、更めて検討してみよう。八旗のなかで異動のないのは、正紅旗のダイシャンと正藍旗のマシグルタイの二旗に過ぎない。鑲藍旗はアミンからシルガランに變つてゐるが、アミンは天聰四年六月に罪せられるので、その弟のシルガランが繼承したのであらう。従つて系統としては變りがない。その後、彼が鑲藍旗の和碩貝勒であることは、老檔天聰五年十一月二十八日の條や太宗實錄<sup>卷十</sup>同八年八月甲戌の條にもはつきりみえてゐる。鑲紅旗にはダイシャンの子のヨトが入つてゐるから、この旗はやはりダイシャン系ではあるが、前に鑲白旗であつたドゥドゥが新たに入つてゐることは注意を要する。而して兩黃、正白の四旗が全く異動してゐるのは如何なる理由によるのであらうか。兩黃旗が太祖崩御の直後に太宗によつて領されてゐることは、曾つて孟森氏が東華錄崇德四年八月辛亥の條を引いて論じた通りである。<sup>(38)</sup>その内鑲黃旗には前掲の天聰五年の史料によればアバタイとホゲが入つてゐるが、アバタイはもともと庶腹の出であり、他の諸貝勒より一格下におかれてゐるやうであるから、もとより鑲黃旗の和碩貝勒ではあり得ない。ホゲは太宗實錄<sup>卷十</sup>天聰六年六月乙未の條に、「晋封皇子貝勒豪格爲和碩貝勒」とあるので、<sup>(40)</sup>これ以前には和碩貝勒ではなかつたわけである。従つて鑲黃旗はホゲが和碩貝勒になるまでは、なほ太宗の支配するところであつたのであらう。

ところで太宗實錄<sup>卷三</sup>天聰元年十二月辛丑の條のアバタイに關する記事の中に

阿濟格・多爾袞・多鐸皆係皇考分給全旗之子。

とあり、それに當る老檔同月八日の條の記事には、この三人は「皆 han なる父が完全な旗 (gultun gusa) を専らにさせたり等ぞ」といふ。即ちアジゲ、ドルゴン、ドドの三人には不足のない完全な旗が與へられてゐたのである。孟森氏はこれを太祖の遺命と解してゐるが、<sup>(41)</sup>さやうに考へるべき積極的な根據はなく、むしろ太祖の生前に旗の分給が行はれてゐたとみ

るのが自然であらう。三田村氏はこの記事を問題にされてゐないが、旗と貝勒の異動をすべて太宗が即位後に行つたと解されるやうで、太宗はウラナラ氏のこの三子を特に優遇し、ドドを正白旗、アジゲとドルゴンを鑲白旗に入れて體裁を整へ、且つ實質的に自己の勢力下に收めたと主張されてゐる。しかし天命七八年の時期に八和碩貝勒といふ語が現れてくることから考へると、太祖の生前に旗が一應分給されてゐたに違ひない。若しさうだとすれば太祖はこの三子に何旗を與へたのであらうか。兩紅兩藍の四旗は系統に變化がないから、もとより兩黃兩白の四旗中に求めなければならぬ。兩黃は太祖自身の支配するところであつたから、先づこれを最も愛する二子に與へたのであらう。残る一子の分は兩白中にあるわけであるが、正白旗は有力なホンタイジの領するところで、恐らくこれを奪ふのは困難であつたから、結局残る鑲白旗が充てられたと考へねばならない。鑲白旗のドゥドゥはチュエンの子で、ダイシャン、アミン、マングルタイ、ホンタイジの諸貝勒に比べれば、遙かに地位の低い者である。朝鮮側の記録に、鑲白旗はドゥドゥの所領のやうに書かれてゐるが、彼が果して他の四人と同じく和碩貝勒であつたか聊か疑問といはざるを得ない。一應ドゥドゥの所領であつたにしても、實際には三田村氏も説かれてゐるやうに太祖の勢力下にあつたとみるべきであらう。従つて太祖は自己の三子に新たに完全な旗を分給するに當り、最も弱いドゥドゥを、その父チュエンの同母弟ダイシャンの所領の二旗中の一旗鑲紅に追ひやつて、その鑲白旗を多分アジゲに與へたものと思はれる。といふのはアジゲは後述するやうに天聰二年に鑲白旗の *gissai belle* をやめさせられてゐるからである。かくて鑲紅旗はこれまでのやうなダイシャンの獨占から離れて、ドゥドゥが入つてきたが、天聰五年の記事ではダイシャンの長子のヨトも入つてゐるので、その和碩貝勒はドゥドゥかヨトか断定し難い。しかし天聰年間のヨトの行動から考へると、或ひはヨトとみた方がよいかと思はれ、また實質的にはなほダイシャンの支配下にあつたのであらう。

かくして太祖の領してゐた兩黃旗はドルゴンとドドに與へられたことになるが、老檔七五〇頁天命八年五月三日の條にみえる

太祖の言葉の中に

汝は Dodo Age に掌握させた者であるぞ。何故旗を越えて八旗の諸王に求めるのか。

とある。汝とは有名なエルデニ<sup>(2)</sup>バクシ (Erdeni Bakai 額爾德尼巴克什) を指してをり、彼は滿洲正黃旗の人である。このエルデニがドドの所屬であるとすれば、ドドは正黃旗であることになり、殘る鑲黃旗がドルゴンの所屬でなければならぬ。太祖は最愛の三子の中でも、特に幼い末の二人に自己直屬の兩黃旗を與へたと思はれるが、何分にもなほ幼少の身のため太祖が後見してゐて、實質的には従前通り太祖の所屬といふべきものであつたのではなからうか。とも角こゝに形の上では、太祖は八旗から超出することとなり、四大貝勒と四小貝勒が揃つたわけである。而してこれらの旗の分給の行はれた時期は、少くとも鄭忠信の傳へる天命六年八月以後でなければならぬが、老檔<sup>四九</sup>天命七年一月二十六日の條の裁判のやり方を述べた記事の中に、「都堂、總兵官が審理して八王 (Yakun wang) に告げる。小さな罪は八王の衆議により斷じて終へる。……」とみえることを考へると、天命六七年の交とすべきであらう。

しかるに天命十一年八月に太祖が歿して太宗が新たに即位すると、直ちにこの八旗の支配關係に變更が加へられることとなつた。即ち先づ太宗は Han として曾つての太祖同様に兩黃旗を支配しようとした。當時の太宗の實力としては、ダイシヤン、アミン、マングルタイの大貝勒と互角であり、太祖のやうに八旗から超越した存在であり得なかつたのであらう。そこで太宗は兩黃旗を支配する代りに、これまで自己の所屬であつた正白旗を提供して、これに正黃旗のドドを入れた。ドドは當時なほ十三歳の最も幼少の者であるから、三田村氏も説かれるやうに實質的にこの旗を太宗の支配下におくのに都合がよかつたと思はれる。従つて鑲黃旗を支配してゐたドルゴンはその地位を失ひ、兄のアシゲの支配する鑲白旗へ遷されたのであらう。鑲白旗は從來通りアシゲの所屬であつたが、天聰二年三月に至り、彼は太宗や諸王の議を経ないで、勝手にド

ドのためにアプタイなる者の女を娶らうとしたとの理由で罰せられて固山貝勒の任をやめさせられ、代りに弟のドルゴンが任ぜられた。<sup>(46)</sup> 實録や老檔のこの記事には固山貝勒 *gusai beile* となつてゐるが、和碩貝勒のことであらう。ともあれ太宗即位後、兩黃兩白の四旗が太宗の勢力下におかれたことは三田村氏も言はれてゐるやうに確かで、天聰元年五月の大凌河、錦州への進撃に際して太宗は兩黃兩白旗の兵を率ゐ、ダイジャン、アミン、シヨトは正紅、鑲紅、鑲藍旗の兵、マングルタイは正藍旗の兵を率ゐてゐるのをみて、<sup>(47)</sup> その間の事情がよくわかるのである。

その後、鑲藍旗では前述のやうにアミンが天聰四年六月罪によつて幽禁されたので、弟のシルガランが代つて和碩貝勒となつた。<sup>(48)</sup> 正藍旗ではマングルタイが天聰六年十二月に死んだので、その同母弟のデゲレイが代つたが、その彼も天聰九年十月に歿した。そしてその後間もなくマングルタイ、デゲレイの兩人が生前不軌を圖つたといふ事實が明かにされ、その結果兩人の子孫は庶人に降され、所屬の人口財産は沒收され、正藍旗は二分して太宗の旗分に入れられてしまつた。<sup>(49)</sup>

#### 四

天聰十年四月に至り、太宗は寬溫仁聖皇帝の尊稱を受け、國名を大清、年號を崇徳と改めると、諸制度の整備を行つたが、皇族に對する爵位も新たに制定された。即ち、

和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒、固山貝子、鎮國公、輔國公、鎮國將軍、輔國將軍、奉國將軍

の九等である。<sup>(47)</sup> これは清末に至るまでの王爵の基礎になつたものであり、他の諸制度と同じく明の制度に則つてゐることは明かであるが、上位の四等に滿洲語が特に附けられてゐるのは注意を要する。つまり從來の滿洲語の稱號が、この新たに制定された王爵に反映してゐると考へねばならないのである。

先づ和碩親王といふ名稱が、從來の和碩貝勒と、明の制度で最高の王爵である親王とが合體して出來たものであることは一見して明かである。天聰年間に和碩貝勒として知られる者のなかで、アシゲとアミンは早くに罪によつてその地位を失ひ、マングルタイとデグレイは既に死亡してしまつた。従つて崇徳改元の時期までに和碩貝勒であつたのは、ダイシヤン、ヨト、サハリヤン、シルガラ、ドルゴン、ドド、ホゲの七人であつて、天聰八年から十年にかけての期間に屢々和碩貝勒として彼等の名前が實録にみえてゐる。<sup>(48)</sup>ところで崇徳元年四月に新たに和碩親王に封ぜられた者は

ダイシヤン(和碩禮親王)、シルガラ(和碩鄭親王)、ドルゴン(和碩睿親王)、ドド(和碩豫親王)、ホゲ(和碩肅親王)、ヨト(和碩成親王)

の六人である。各人の旗分をみると、ダイシヤンは正紅、シルガラは鑲藍、ドルゴンは鑲白、ドドは正白、ホゲは鑲黃、ヨトは鑲紅で、正黃と正藍がないのは、前述のやうにこの兩旗が太宗の所屬であつたからである。天聰末に和碩貝勒であつた者の中、唯サハリヤンだけは何の封爵も受けてゐないが、翌五月に彼が死ぬと和碩顯親王の爵を追封された。<sup>(49)</sup>サハリヤンが父ダイシヤンと共に正紅旗の所屬であることは、前掲の魏廷詰の瀋陽日記や清朝側の文獻から明かであるので、正紅旗ではダイシヤン、サハリヤンの父子二人が和碩貝勒であつたことになる。而してダイシヤンはアミン、マングルタイの除かれた後、残つた唯一の大貝勒でもあつたのである。

一體ダイシヤンは、滿洲實録や老檔によれば常に *Amba Beile* 即ち大貝勒といふ稱呼が用ひられ、それは恰も彼の固有名のやうになつてゐる。しかし前述のやうにアミン、マングルタイ、ホンタイジも大貝勒なのであり、天聰初年にはホンタイジ以外の三人を三大貝勒と稱した。そしてこの大貝勒といふ名稱は少くとも天聰年間には單に便宜的なものでなく、一應制度的に規定されたものであつた。天聰五年十月マングルタイは罪によつて大貝勒を革去されて諸貝勒の列に降されたし、<sup>(51)</sup>同

九年九月タイシヤンを處罰するについて、諸貝勒大臣は「大貝勒の名號を革め、並びに和碩貝勒の職を削る」ことを獻議してをり、また同六年二月の儀仗の制定においても、御前、大貝勒、諸貝勒の三等級に分けてゐる。このやうに大貝勒はさうでない和碩貝勒より一段高次の地位にあるわけで、天聰八年正月元旦の禮においても、太宗はタイシヤンを特に自分の右側に坐らせ、新たに來歸した孔有徳や耿仲明を八和碩貝勒と同列に行禮させてゐるのである。尤もこゝにいふ八和碩貝勒とは、實際には太宗の所領の正黃旗を除く他の七旗の和碩貝勒であらうが、その場合正紅旗の和碩貝勒としては、タイシヤンが唯一の大貝勒として特別の地位にあつた關係から、更にサハリヤンが和碩貝勒として加はつてゐたのではなからうか。ところが崇徳元年の王爵制定に當り、最高の爵位は和碩親王となつたため、正紅旗としてはタイシヤンが和碩親王に封ぜられた。サハリヤンは何れ父の後を繼いで和碩親王に封ぜられる筈であつたのであらうが、その後間もなく死去したので、從來の和碩貝勒の地位から和碩親王を追封したものと思はれる。要するに天聰年間に和碩貝勒であつた者が崇徳元年の王爵制定に際して和碩親王に封ぜられたのである。

次に崇徳元年に多羅郡王および多羅貝勒に封ぜられた者を見ると、アジゲが多羅武英郡王、ドッドウが多羅安平貝勒、アバタイが多羅饒餘貝勒となつてゐる。多羅はいふまでもなく滿洲語の *doro* の音譯で、政治の意味である。多羅郡王が、明の制度で親王に次ぐ地位の郡王と、滿洲の *doro jafaha beile* 即ち議政貝勒（執政貝勒）とが合體して出來てゐることは一見して明かであり、多羅貝勒は議政貝勒そのものである。議政貝勒といふ語が初めて現れるのは老檔二頁天命四年七月の條であるが、更に同書七頁同年十一月一日の條にみえるカルカの諸王との盟誓の記事の中に「Kundulen Genggiyen Han の十部 (*tatan*) の *doro jafaha beise*, *Kalka* の五部 (*tatan*) の *doro jafaha beise*」とある。これに相當する滿洲實錄卷六、二滿文では部の *tatan* を *gūsa* に改め、漢文では十固山執政王とし、三朝實錄や乾隆重修の太祖實錄で

は十旗執政貝勒、王氏東華錄では八旗執政貝勒と變へてゐる。これについては從來執政貝勒が十人あつたやうに解釋されてゐるが、恐らく通稱のカルカ五部 (tatan) に對して滿洲の方を十部 (tatan) と誇稱したまで、十といふ數は執政貝勒にかゝるのではなからう。後年シルガランは太祖太宗時代の政治を回顧して、「太祖武皇帝開創之初、日與四大貝勒五大臣及衆台吉等討論政務之得失、諮訪兵民之疾苦」といひ、また天聰四年諸貝勒大臣がアミンの罪狀を述べた中に、「太祖在時、凡有所謀、必與執政諸貝勒大臣共議」といふやうに、太祖の時代には四大貝勒や執政貝勒が政務に關與してゐたのである。しかし議政貝勒の具體的な人名については一向はつきりしない。

ところが天聰年間になると、議政貝勒の具體的な人名がはつきり現れてくる。即ち老檔天聰四年七月十一日の條にみえる劉興祚の殘黨に對する誓書の冒頭に

Aisin Gurun i han [ ] doro jafaha beise Daisan, Manggūltai, Abatai, Degerlei, Jirgalang, Ajige  
Age, Dorgon, Dodo, Dudu, Yoto, Sahaiyan, Hooge

と名が列擧されてゐる。この文書の漢譯は奉天故宮の漢文各項稿簿中に殘つてをり、曾つて内藤虎次郎博士によつて紹介されたところであるが、「金國汗黃太吉、執政歹善……」と漢譯されてゐることからも明かなやうに、Aisin Gurun i han の次の空欄は太宗の諱 Hong Taiji の代りに黃箋を貼つたものである。なほ最近鴛淵博士が主張されてゐる通り、doro jafaha beise がダイシャン以下ホゲに至る十二人全部に係ることはいふまでもない。また太宗實錄卷八天聰五年三月乙亥朔の條には、この日太宗から與へられた御書に對する「兩大貝勒、議政十貝勒、八大臣」各々の奉答が載つてゐる。兩大貝勒がダイシャンとマンガルタイであることはいふまでもないが、十議政貝勒はアバタイ、デゲレイ、シルガラン、アシゲ、ドルゴン、ヨト、ドド、ドゥドゥ、サハリヤン、ホゲの十人になつてゐて、前年の誓書の場合と全く同じである。更に老檔



天聰五年十月二十八日の條には、明將祖大壽に對する誓書がみえ、やはりその冒頭に

Aisin Gurun i han , doro jafaha beise, Daisan, Manggultai, Abatai, Degelei, Jirgalang, Ajige  
Age, Dorgon, Dodo, Yoto

と名が列擧されてゐる。たゞこの場合九人しか名がみえないのは、ドゥドゥ、サハリヤン、ホゲの三人が偶々この時留守を命ぜられてゐて、盟誓の行はれた大凌河に来てゐなかつたからである。

以上の諸例から考へると、盟誓の際に立合ひ名を列するのが議政員勅であることになる。かやうな盟誓の實例としては、前にも引いた天命九年正月三日のカルカのエンゲデルに對する誓書には

Amba Belle, Amin Belle, Manggultai Belle, Hong Taiji Belle, Abatai Taiji, Degelei Taiji, Jaisanggu  
Taiji, Jirgalang Taiji, Ajige Taiji, Dudu Taiji, Yoto Taiji, Šoto Taiji, Sahaliyan Taiji

と名が列擧されてゐた。また太宗實錄<sup>卷一</sup>天命十一年九月辛未の條には、太宗を擁立することについて誓つた書が載つてゐて、それに「タイジャン、アミン、マンゲルタイ、アバタイ、デゲレイ、シルガラン、アジゲ、ドルゴン、ドド、ドゥドゥ、ヨト、シヨト、サハリヤン、ホゲ」の十四人の名が列擧されてゐる。即ち彼等が議政員勅であつたのである。そのうちデゲレイ、シルガラン、ドゥドゥ、シヨトについてはアバタイより先に議政に與つてゐたと太宗實錄<sup>卷三</sup>や老檔の天聰元年十二月辛丑<sup>(八)</sup>の條にはつきりみえてゐるから、彼等が太祖の時代から議政員勅であつたことは疑ないが、たゞ何時から議政に關與するやうになつたかは明かでない。

これらの名を比べてみると、太宗の即位によつて、當然彼の名は除かれ、代りにその子ホゲが新たに加はり、またドルゴン、ドドの二人も加はつた。ドルゴンとドドの二人の名が天命九年の盟誓の際に見えないのは、彼等は一應形式的には和碩

貝勒であつたにしても、なほ幼少の者であつたからではなからうか。なほジャイサングは天命十年に死んだので、太宗の時代にはその名がみえず、アミンとシヨトは天聰四年六月に罪によつてその地位を革去されたので、その翌七月の盟誓以後にはその名が現れないのである。その後、崇徳改元までの間にマングルタイとデゲレイは死去したから、結局改元の際に議政貝勒であつたのは、「ダイシャン、アバタイ、シルガラシ、アジゲ、ドルゴン、ドド、ドゥドゥ、ヨト、サハリヤン、ホゲ」の十人であつた。その内、和碩貝勒の者が七人あり、彼等は新しい王爵の制定によつて和碩親王となつた。太宗實錄<sup>卷十</sup>や老檔の天聰六年三月庚戌<sup>(日十三)</sup>の條によると、諸貝勒大臣各官の祭葬の例を定めて、「凡そ管旗諸貝勒と不管旗議政諸貝勒」が薨じた場合にはしかじかといつてゐるが、こゝにいふ管旗諸貝勒とは即ち和碩貝勒であらうから、不管旗議政貝勒とはそれ以外の議政貝勒でなければならぬ。同じ議政貝勒であつても和碩貝勒とさうでない者とは格に相違があるわけで、不管旗議政貝勒とは、具體的にいへばアバタイ、アジゲ、ドゥドゥの三人であつたのである。崇徳元年この三人が多羅郡王、多羅貝勒に封ぜられたのは、正しくこの故であるに相違ない。アジゲ一人が郡王で、アバタイ、ドゥドゥが貝勒であるのは、アジゲは和碩貝勒をやめさせられたとはいへ、太祖最愛の子の一人であつて、庶子のアバタイやチュエンの子のドゥドゥに比して一段高位にあつたからであらう。

なほ王爵の第四等の固山貝子は滿洲語 *gusai beise* の音譯で、*gusa* 即ち旗所屬の諸貝勒といふ意味である。實錄や老檔の崇徳元年四月の條には固山貝子に封ぜられた者の名はみえないが、その後の記事には固山貝子の名が散見する<sup>(61)</sup>。即ち彼等は先に議政貝勒を革去されたシヨトを始め、議政貝勒に比してかなり地位の低い者で、無論議政に與るやうなことはなかつた。崇徳二年四月の議政大臣の増設の際に、固山貝子のニカン<sup>(62)</sup> (Nikan 尼堪)、ロト<sup>(63)</sup> (Loto 羅託)、ボロ<sup>(64)</sup> (Bolo 博洛) が特に議政に與ることを命ぜられてゐるのをみても、そのことがよくわかる。

以上主として天命・天聰年間において貝勒と稱せられる者についてみてきた。貝勒といふ稱號は、老檔の用例によるとかなり廣く用ひられてはゐるが、若干の例外を除いて終始貝勒として現れるのは、ダイシャン、アミン、マングルタイ、ホンタイジの四人に過ぎず、他は *age* や台吉の稱號が普通である。而してこの四人は大貝勒ともいはれ、最高の地位に在つた。また大貝勒に對して小貝勒といはれる四人がゐた。小貝勒とはアシゲ、ドルゴン、ドド、ヨトの四人を指すやうで、これら大貝勒小貝勒の八人が、天命六七年以後には旗を支配する和碩貝勒であつた。天聰年間になると和碩貝勒に度々異動が生じ、結局天聰末にはタイシャン、ヨト、サハリヤン、シルガラ、ドルゴン、ドド、ホゲの七人となつた。和碩貝勒には、大貝勒とそれ以外の貝勒とを含むわけで、或る場合には管旗貝勒ともいはれた。この管旗貝勒に對して不管旗議政貝勒といふ用例があるが、これらはすべて議政貝勒として議政に關與したのである。これを簡単に圖示すると次のやうな關係になる。

大貝勒……*belle* (和碩貝勒)

貝勒……*taiji* (和碩貝勒、小貝勒、不管旗議政貝勒)

和碩貝勒……*belle, taiji* (管旗貝勒、大貝勒、小貝勒)

貝勒……*taiji* (不管旗議政貝勒)

議政貝勒

議政貝勒

天命・天聰年間における實際の議政貝勒は、ヌルハチの兒孫のダイシャン、マングルタイ、アバタイ、ホントイジ、デゲレイ、アシゲ、ドルゴン、ドド、ドウドウ、ヨト、シヨト、サハリヤン、ホゲ及びシュルガチの子のアミン、シャイサン

グ、シルガラシの十六人であつたが、この中十人は天聰末に議政貝勒として存在し、崇徳元年の王爵制定に際して和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒の爵を更めて授けられた。その後、彼等には特に議政に與らせたといふ記録がないところから考へると、新しい王爵を得てからも引き續き従前通り議政に關與したのであらう。しかし以後新たにこれら王爵を授けられた者については、宗室王公傳や愛新覺羅宗譜によると、王爵を授けられた後になつて更に議政に與らしめるといふ例が多々あるので、王爵と議政の權とは分離したものに相違ない。なほ議政の實態や崇徳以後の議政王についても論ずべきであるが、別に稿を改めて他日に譲りたい。

## 註

- (1) 和田博士遺曆記念東洋史論叢所收
- (2) 例へば明清史料丁編第四本、第三一五葉所載の「兵部題行『遼東總兵祖大壽塘報』稿」は、崇禎三年(清天聰四年)八月十七日附の明側の文書であるが、その中に「東奴二貝勒帶領達子的……」とみえてゐる。
- (3) Grube W.: Die Sprache und Schrift der Jüßen, pp. 15, 40.
- (4) 今西春秋譯「滿和對譯滿洲實錄」卷一四一一五頁。以下滿洲實錄はこのテキストを用ひる。
- (5) 人名の漢字およびローマ字轉寫は滿洲實錄による。たゞホゲだけは滿洲實錄にみえないので、漢字は景印本太宗實錄や宗室王公傳、ローマ字轉寫は滿文老檔によつた。因みにヌルハチの男兒にはこれ以外に七人、シュルガチには四人あるが、本稿で
- (6) 滿洲實錄卷三九三頁
- (7) 同書卷二七七頁
- (8) 同書卷二七八頁
- (9) 同書卷三九四頁 チュエンの稱號の Hüng Baturu Belle (洪巴圖魯貝勒)としてみえてゐる。
- (10) 同書卷三九九頁 バヤラの稱號の Joriktu Belle (卓禮克圖貝勒)としてみえてゐる。
- (11) 同書卷一一〇頁
- (12) 同書卷一一六頁 因みに滿洲實錄卷一〇六頁よれば、その滿文ではアミンを始めシュルガチの子六人の名が唯列擧されてゐるに過ぎないが、漢文では「長曰阿敏」とあり、滿文老檔(滿文老檔研究會譯註本、以下太祖の箇所はこのテキストを用ひる)二五一頁にもアミンをシュルガチの長子 (amba ju) といつて

は問題にならないので省略した。

る。しかし老檔九七四頁には、滿洲實錄漢文に「四曰齋桑古」といふジャイサンを第五子といつてゐるし、宗室王公傳や愛新覺羅宗譜丁編七三四二頁にはアミンをはつきり第二子としてをり、殊に宗譜には「第一子阿爾通阿」の傳があるから、アミンが第二子であることは確かである。

(13) 滿洲實錄<sup>卷</sup>二七九頁

(14) 滿文老檔三四頁 萬曆三十五年三月の條にダイシヤンとシェルガチを貝勒と稱してゐる。チュエンについては直接貝勒の稱號を附けてないが、同書三二—三頁に彼のことを貝勒と呼んでゐる。

(15) 唐邦治の清皇室四譜には、「初稱台吉、(萬曆)二十六年正月晋稱貝勒、以功賜號洪巴圖魯」とあるが、實錄の二十六年の記事は、單に洪巴圖魯の稱號を與へただけのものであるから、このやうに解するのは早計であらう。またダイシヤンは二十五年に貝勒と稱せられてゐるが、チュエンの例から考へると、果して實際にさうであつたか甚だ疑問といはねばならぬ。

(16) 滿文老檔二八一—三〇頁。ダイシヤンの名はみえないが、チュエンに對するヌルハチの言葉の中に、「汝等二人の同母兄弟に政を執らせて國人を大半與へた。」とある。同母兄弟がチュエンとダイシヤンの二人をさすことはいふまでもない。

(17) 同書一〇—一二頁、二八一—三四頁

(18) 同書一八頁、二四頁

(19) 同書一八頁

清初の貝勒について 神田

(20) 老檔天聰元年正月二十八日の條にみえる朝鮮への返書に、アミンのことを Jacin Belle 即ち第二貝勒としてゐるのなどは例外である。

(21) 先般三田村泰助氏により紹介された(「近獲の滿文清太祖實錄について」(立命館文學一四一)) 滿洲實錄に似た滿文太祖實錄には Hong Taiji と諱がそのまま書かれてゐる。

(22) 滿文老檔九四頁、滿洲實錄一五五頁

(23) 滿文老檔四〇頁、滿洲實錄一二六頁

(24) 園田一龜氏が曾つて論證されたやうに(「睿親王多爾袞九王の意義」滿洲學報五)ヌルハチの諸子の序列を嫡子だけで數へると、ホンタイジは第四番目になる。しかし Duici Belle の稱號はやはり Amba Belle に對應するものと考へるべきであらう。

(25) 滿洲實錄<sup>卷</sup>六二四七頁

(26) 滿文老檔一二八、二五一—二、二五六、一二二二頁。貝勒と台吉の混用の最も甚しいのは一二八頁のサルフ戰の記事中の用例で、Amin Taiji と Amin Belle とが相前後して見える。

また光海君日記十三年九月戊申の條にみえる鄭忠信の滿洲遣使の報告には、天命六年八月頃の滿洲の事情を傳へて、「阿民太主」即ち Amin Taiji と記してゐるから、當時實際にはそのやうな稱呼も行はれてゐたのであらう。

(27) ホンタイジには Hooge Ama Belle 即ちホゲの父貝勒といふやうな言ひ方が老檔にみえてゐる。

- (28) これらの諸例については滿文老檔Ⅲ所載の人名索引を参照されたい。
- (29) 右に同じ
- (30) 滿文老檔四〇一、六九八頁
- (31) 同書一四一頁。ドビは老檔實錄には han の宗弟とあるだけであるが、八旗通志初集<sup>卷四</sup>旗分志正紅旗滿洲都統第一參領第一佐領の固山額眞覺羅多弼であらう。
- (32) 滿洲實錄<sup>卷三</sup>三〇八頁による。滿文老檔八八四頁には Hong Taiji が Duci Belle, Dudu が Dodo になつてゐる。老檔原檔の無圈點文字では、恐らく Dudu も Dodo も同じ書體と思はれるが、この誓ではドドの直ぐ兄のドルゴンも名を列ねてゐないところからみると、こゝはドゥドゥとした方がよさうである。
- (33) 安部健夫「八旗滿洲ニルの研究」(東亞人文學報一ノ四、九七頁)や中山八郎「清初の兵制に關する若干の考察」(和田博士遺曆記念東洋史論叢四五—九頁)では蒙古語 *hosigu* 説をとり、孟森「八旗制度考實」(歴史語言研究所集刊六ノ三、三四九頁)は方正の意と解し、聶崇岐「滿官漢釋」(燕京學報三二、一〇一頁)は四隅の意に解する。
- (34) 老檔によれば二月七日であり、實錄は編纂の際に誤まつたのであらう。
- (35) これら四人を太祖時代に大貝勒、和碩貝勒と稱したことは、太宗實錄<sup>卷八</sup>天聰五年正月壬寅の條に、「其後二貝勒之父既薨、皇考不以弟之子而異視、等於親生三大貝勒、增所屬人員、自成一族、稱四和碩貝勒」とあり、老檔では四和碩貝勒を「*duin hosoi duin amba belle*」としてゐることも明かである。
- (36) 覺洲「清初の八固山額眞に就いて」(山下先生遺曆記念東洋史論文集所收)二五—二七四頁、三田村泰助「清の太宗の即位事情とその君主權確立」(東洋史研究六ノ二)一五頁
- (37) 三田村 前掲書一六一—七頁
- (38) 孟森 前掲書三六〇—一頁
- (39) 太宗實錄<sup>卷三</sup>天聰元年十二月辛丑の條に「……三大貝勒及諸貝勒責阿巴泰曰、爾先時尚不得隨五大臣之列、德格類、濟爾哈朗、杜度、岳託、碩託早已隨班議政、爾不與焉、因爾在諸弟之列、幸得六牛象戶口、方居貝勒之次、今爾妄欲自尊將誰欺乎……」とあり、アバタイは罰せられてゐる。
- (40) 老檔天聰六年六月二十、九日の條にも「Han の子 Hooge Belle を陞せて *hosoi belle* とした」とある。
- (41) 孟森 前掲書三五九—六〇頁
- (42) 滿名臣傳<sup>卷八</sup>額爾德尼傳
- (43) 太宗實錄<sup>卷四</sup>天聰二年三月庚寅の條。老檔同三月二十九日の條。
- (44) 同書<sup>卷三</sup>天聰元年五月丙子の條。
- (45) 老檔天聰五年十一月二十八日の條に「*hosoi Jirgalang Belle*」とあり、實錄にも同<sup>卷八</sup>天聰八年四月乙酉、同<sup>卷十</sup>同年八月甲戌の條に「*Jirgalan*」を和碩貝勒としてゐる。

(46) 太宗實錄<sup>十六卷</sup>天聰九年十二月己卯の條。

(47) 康熙大清會典<sup>卷九</sup>人府による。太宗實錄<sup>十六卷</sup>崇德元年四月丁酉の條や老檔崇德元年四月二十三日の條には、和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒に實際に封じた人名が記されてゐるに過ぎない。

(48) 太宗實錄<sup>十九卷</sup>天聰八年六月甲申の條には、「大貝勒代善、和碩貝勒薩哈廉、碩託」とあり、シヨトも和碩貝勒であつたやうな書き方であるが、彼は天聰四年アミンと共に罪せられて、貝勒を革去されてゐるから、この條の和碩貝勒は薩哈廉だけに冠したものである。

(49) サハリヤンの死去については太宗實錄<sup>十九卷</sup>崇德元年五月壬子、老檔同年五月九日の條、追封については實錄同五月壬戌、老檔同年十九日の條にみえる。

(50) 八旗通志初集<sup>六卷</sup>旗分志によれば正紅旗包衣第四・五參領は順治年間サハリヤンの子等の編立したものである。

(51) 太宗實錄<sup>十卷</sup>天聰五年十月癸亥の條。老檔同月二十三日の條には大貝勒を *ain beie* 即ち兄貝勒としてゐるので、そのやうにも稱されたのであらう。

(52) 太宗實錄<sup>十五卷</sup>天聰九年九月壬申條。因みにこの獻議は太宗の意見によつて結局容れられず、ダイシャンは處罰を免れた。

(53) 同書<sup>卷十</sup>天聰六年二月壬申の條。

(54) 同書<sup>卷七</sup>天聰八年正月戊子朔の條。

(55) 中山八郎、明末女直と八旗的統制に關する素描(滿洲史研一二八頁)には理事十大臣をさすものと解し、孟森前掲書三五清初の貝勒に於いて、神田

○頁には十人の旗主があつたといふ。鴛淵一前掲書二八七—八頁注(19)では種々疑問を擧げて結局不明としてゐる。

(56) 世祖實錄<sup>七卷</sup>順治十二年三月壬戌の條。

(57) 太宗實錄<sup>七卷</sup>天聰四年六月乙卯の條。

(58) 内藤虎次郎「清朝初期の繼嗣問題」(讀史叢錄一七〇頁)因みに羅振玉の「史料叢刊初編」に排印されてゐる各項稿簿にはこの文書は入つてゐない。

(59) 鴛淵一「阿格多爾袞か阿濟格阿格か」(瀧川博士遺曆記念論文集(一)東洋史篇所收)

(60) 滿文老檔九七四頁 天命十年五月二十九日の條。

(61) 太宗實錄<sup>十二卷</sup>崇德元年九月己巳(八日)、十月癸酉(二日)、同<sup>卷</sup>同年十二月癸酉(三日)己亥(九日)の條、老檔も同様。

(62) 太宗實錄<sup>十四卷</sup>崇德二年四月丁酉の條。ニカンはずチュエンの子、ロトはジャイサングの子、ボロはアバタイの子である。

(本稿は昭和三十一年九月、東大東洋史談話會の席上における講演の草稿に手を加へたものであり、且つ昭和三十一年度文部省科學研究費による研究の一部である。)

(明治大學教授)